

Ⅲ 三重県議会の基本理念と基本方向

(平成14年3月20日決議、平成15年10月10日追加決議)

1 三重県議会の基本理念

「分権時代を先導する議会をめざして」

(1) 大きな変革期の地方行政

21世紀を迎えて、これまでの行政は徹底的な見直しを迫られており、地方行政は大きな変革期を迎えています。

変革の一つ目には、国中心の行政の見直しが挙げられます。これまでの行政は、国が決定したことを地方が実施するという形で進められてきました。国の大臣が知事や市町村長を国の機関として使う制度もありました。その結果、日本国中どこでも同じような地域づくりが進められ、個性や魅力のない地域になってしまいました。こうした状況に対応して、地方分権推進委員会の5次にわたる勧告を受け、いわゆる地方分権一括法が施行されたのは平成12年4月でした。これからの地方行政は、自己決定と自己責任をキーワードにして、自らの力で切り開いていくことが求められています。

二つ目の変革には、官中心の行政からの転換が挙げられます。行政は行政の専門家である官庁に任せておけばよいとの考えが、従来の住民の感覚でした。しかし、官による行政は、国、地方を問わず、行き詰まったり、破綻したりする事例が全国各地で表れてきました。また、これに呼応するかのように、住民が行政に対して積極的な発言を行ったり、行政への参加を求めるようになってきました。

三つ目の変革には、右肩上がりの予算に基づく行政の終焉が挙げられます。経済成長を背景に行政の予算は膨張を続け、それぞれの政策部門による熾烈な予算獲得競争が繰り広げられてきました。その結果、これまでに経験をしたことのない不況の中で、国も地方も大きな負債を抱えることになってしまいました。これからの行政は、限られた予算や資源の中で費用対効果を十分に考えた上で実施せざるを得なくなっています。

(2) 高まる議会の役割

地方行政における議会と執行機関との関係を言えば、まず、執行機関が予算案など政策立案を行い、法律や条例に基づいてこれを議会が決定します。次いで、執行機関は決定された政策を執行し、議会は決算審査のようにその結果を監視・評価することになります。これを受けて、執行機関は新たな政策の立案に戻っていくことになります。

また、住民から選ばれた一方の代表として、執行機関に対し住民の意見を反映した政策、対案を示していくことが求められています。

このことは、憲法や地方自治法に沿ったものであるばかりでなく、議員と知事が共に住民の直接選挙で選ばれる二元代表制の趣旨にもかかなうものです。

これからの行政は、地方分権の流れに沿って、議会と知事が対等の立場で議論し、地域の課題を自ら解決していくため、地域独自政策の重視、住民参加機会の増大、最少の費用で最大の効果を上げる政策の推進が必要となっています。そのため、議会は、政策の決定、監視・評価にとどまらず、住民の多様な意見を反映させた独自の政策立案を行い、条例案として提出するなど政策立案機能を高めていくことがこれまで以上に重要となってきています。

(3) 分権時代を先導する議会をめざして

三重県議会では、時代の要請を先取りして、様々な議会改革に取り組んできました。まず、各種委員会の公開や情報公開、本会議の中継など、県民に開かれた議会の運営に努めてきました。

また、政策課題を集中的に議論する行政改革調査特別委員会、部局横断的な総合行政に対応する予算決算特別委員会を設置するとともに、執行機関の外郭団体への役員就任の廃止を決定し、執行機関と緊張感のある関係を築きました。その結果、議案や決算について厳しい審議や審査を行い、真の議決機関としての努力を続けてきました。

さらに、平成6年からこれまでの間に、数多くの政策に係る議員提出条例を成立させ、住民の立場に立った政策立案に取り組んできました。

加えて、平成15年には、本会議での疑問を通じた徹底的な政策決定に係る議論を行うため、議場を「対面演壇方式」とするとともに、質問・答弁の方法も一括質問方式や一問一答方式を選べるように改善しています。

しかし、改革に終わりはありません。現在、三重県では知事による様々な行政改革が進められています。これらの改革が本当に住民に利益をもたらすことになるのかどうかを見極めることは、住民の代表者として政策の決定、監視・評価を担う議会にとって大きな責務となっています。

そのため、三重県議会では「分権時代を先導する議会をめざして」を基本理念とします。住民が参加しやすく開かれた議会や新しいこと、困難なことに果敢に挑戦する議会を築き上げ、住民の皆様の満足度を高めていき、分権時代を先導する議会になることをめざします。

2 三重県議会の五つの基本方向

三重県議会は、基本理念「分権時代を先導する議会をめざして」を実現するため、次の五つを基本方向として、具体的な取組を進めます。

(1) 開かれた議会運営の実現

住民の代表機関である議会の活動が、住民に分かりやすく、住民が参加しやすい開かれた議会運営を実現します。

そのため、議会中継を充実させるとともに、議会審議の公開に取り組みます。また、議会の活動結果を様々な形で公開、提供していきます。請願、陳情など県民の要望を誠実に処理するとともに、住民が議会活動に参加できる機会を増やしていきます。

(2) 住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進

地方行政の一方の代表者である議会本来の機能である政策の決定、監視・評価に住民本位の立場で真摯に取り組みます。

そのため、知事を始めとする執行機関との間に常に緊張感のある関係を築き、本会議や委員会活動を通じて、徹底的な政策決定に係る議論を行うとともに、住民に問題点や論点を明らかにし政策の監視・評価を行っていきます。

(3) 独自の政策提言と政策立案の強化

知事から提出された議案を審議、審査するだけでなく、住民本位の立場から、議員として、会派として、あるいは会派合同で、独自の政策提言や条例案などの政策立案に取り組みます。

そのため、住民の代表者としての立場を明確にしなが、本会議や委員会を通じて、縦割りの部局にとらわれない政策提言、政策立案を行うとともに、他府県や市町村との連携を強めていきます。また、国に対する要望も積極的に行っていきます。

(4) 分権時代を切り開く交流・連携の推進

三重県議会の取組を積極的に情報発信するとともに、全国の地方議会との交流・連携を深め、改革の輪を広げていきます。

そのため、シンポジウムなどへの参加や、新聞、雑誌の取材など三重県議会の取組を紹介することのできる機会を積極的に活用します。さらに、全国都道府県議会議長会や隣接府県との議長会を通じて、また、他府県の議員との意見交換などにより交流・連携の輪を広げていくとともに、県内の市町村議会との意見交換などにより連携を強めていきます。

(5) 事務局による議会サポート体制の充実

政策決定と政策監視・評価、政策提言と政策立案を充実するために、議会事務局による議会や議員のサポート体制を充実させます。

そのため、多様な住民ニーズに応えるため専門的な人材を育成、活用するとともに、議会図書室の機能を充実させます。また、最新情報や幅広い情報を入手するため、デジタル技術の活用を推進していきます。